

## 「消費税」および「地球温暖化対策のための税」の 税率引き上げに伴うガス料金の改定について

平成26年2月13日  
北陸ガス株式会社

北陸ガス株式会社は、平成26年4月1日より「消費税」および「地球温暖化対策のための税」の税率が引き上げられることに伴い、ガス料金の改定を内容とした一般ガス供給約款等の変更について、本日、関東経済産業局長へ届出いたしました。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定につきましては、消費税法および地方税法の改正により消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、平成26年4月1日より実施いたします。

また、「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げに伴う改定につきましては、税率が天然ガス等で1トンあたり260円から520円へ引き上げられることに伴い、平成26年4月18日より従量料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.20円（新潟地区の場合・税抜）引き上げさせていただきます。

これは、当社が都市ガス原料（天然ガス・プロパン）を購入しております卸元事業者（地球温暖化対策のための税の納税義務者）から、税率の引き上げ分を原料価格へ反映する旨の申し入れを受けたことによるものです。当社といたしましては、この原料価格の引き上げをやむを得ないものと判断し、消費税率の引き上げとあわせてガス料金改定の届出に至ったものですので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成26年4月検針分に適用される従量料金単価は、今後発表予定の貿易統計値を踏まえた原料費調整制度による見直しを行う予定ですので、改めてお知らせいたします。

当社は、今後も経営全般にわたる効率化、都市ガスの安定供給、保安の確保、お客さまサービスの向上に努め、お客さま、地域社会ならびに株主の皆さまから信頼いただける企業を目指してまいります。

以 上

<お問い合わせ先>  
北陸ガス株式会社  
総合企画グループ 担当 小出  
TEL : 025-245-2214

<別紙>

【ガス料金の改定内容】

1. 改定の内容

「消費税」の税率引き上げに伴う改定につきましては、消費税法の経過措置により平成 26 年 3 月 31 日以前から継続してガスをご使用の場合は 4 月検針日以降のご使用分から、平成 26 年 4 月 1 日以降にガスのご使用を開始した場合は 4 月検針分から、それぞれ消費税率 8%を反映させていただきます。

「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げに伴う改定につきましては、平成 26 年 4 月 18 日を実施日として（\*）、従量料金単価を 1 m<sup>3</sup>あたり 0.20 円（新潟地区の場合・税抜）引き上げさせていただきます。実施日を含む月のガス料金は、1 か月のご使用量を日割按分して、新旧単価により算定いたします。

\*卸元事業者による原料価格への反映時期およびその時点の当社の原料在庫予想から、供給ガスのすべてが増税されたものとなる時期として、設定しました。

2. 供給約款料金（税率 8%による消費税相当額を含みます）

(1)新潟地区（45 メガジュール/m<sup>3</sup>）

| 適用区分 | 1 か月のご使用量                                 | 基本料金<br>(月額) | 基準単位料金（1 m <sup>3</sup> につき） |            |
|------|---|--------------|------------------------------|------------|
|      |   |              | 4 月 1～17 日                   | 4 月 18 日以降 |
| A    | 0 m <sup>3</sup> ～18 m <sup>3</sup> まで    | 561.60 円     | 146.18 円                     | 146.40 円   |
| B    | 18 m <sup>3</sup> 超～93 m <sup>3</sup> まで  | 841.32 円     | 131.13 円                     | 131.34 円   |
| C    | 93 m <sup>3</sup> 超～325 m <sup>3</sup> まで | 1,000.08 円   | 129.44 円                     | 129.66 円   |
| D    | 325 m <sup>3</sup> 超～                     | 3,222.72 円   | 122.61 円                     | 122.82 円   |

(2)長岡、越路、三島・与板地区（43 メガジュール/m<sup>3</sup>）

| 適用区分 | 1 か月のご使用量                                 | 基本料金<br>(月額) | 基準単位料金（1 m <sup>3</sup> につき） |            |
|------|---|--------------|------------------------------|------------|
|      |   |              | 4 月 1～17 日                   | 4 月 18 日以降 |
| A    | 0 m <sup>3</sup> ～19 m <sup>3</sup> まで    | 561.60 円     | 139.68 円                     | 139.89 円   |
| B    | 19 m <sup>3</sup> 超～97 m <sup>3</sup> まで  | 841.32 円     | 125.30 円                     | 125.50 円   |
| C    | 97 m <sup>3</sup> 超～340 m <sup>3</sup> まで | 1,000.08 円   | 123.68 円                     | 123.89 円   |
| D    | 340 m <sup>3</sup> 超～                     | 3,222.72 円   | 117.16 円                     | 117.36 円   |

(3)三条、栃尾地区（42 メガジュール/m<sup>3</sup>）

| 適用区分 | 1 か月のご使用量                                 | 基本料金<br>(月額) | 基準単位料金（1 m <sup>3</sup> につき） |            |
|------|---|--------------|------------------------------|------------|
|      |   |              | 4 月 1～17 日                   | 4 月 18 日以降 |
| A    | 0 m <sup>3</sup> ～19 m <sup>3</sup> まで    | 561.60 円     | 136.43 円                     | 136.63 円   |
| B    | 19 m <sup>3</sup> 超～99 m <sup>3</sup> まで  | 841.32 円     | 122.38 円                     | 122.58 円   |
| C    | 99 m <sup>3</sup> 超～348 m <sup>3</sup> まで | 1,000.08 円   | 120.81 円                     | 121.01 円   |
| D    | 348 m <sup>3</sup> 超～                     | 3,222.72 円   | 114.43 円                     | 114.63 円   |

\*平成 26 年 4 月検針分は、4 月 1～17 日までは「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げ前、4 月 18 日以降は同引き上げ後の従量料金単価（基準単位料金に原料費調整制度に基づく調整額を加えた単価）を適用させていただきます。貿易統計値が発表され次第、見直しを行ってお知らせいたします。

(4)標準家庭における影響額

①新潟地区（45メガジュール／m<sup>3</sup>）

| 1ヵ月のご使用量          | 現行供給約款料金 | 「消費税」の税率<br>引き上げ後 | 「地球温暖化対策<br>のための税」の<br>税率引き上げ後 |
|-------------------|----------|-------------------|--------------------------------|
| 42 m <sup>3</sup> | 6,172 円  | 6,348 円           | 6,357 円                        |

②長岡、越路、三島・与板地区（43メガジュール／m<sup>3</sup>）

| 1ヵ月のご使用量          | 現行供給約款料金 | 「消費税」の税率<br>引き上げ後 | 「地球温暖化対策<br>のための税」の<br>税率引き上げ後 |
|-------------------|----------|-------------------|--------------------------------|
| 43 m <sup>3</sup> | 6,056 円  | 6,229 円           | 6,237 円                        |

③三条、栃尾地区（42メガジュール／m<sup>3</sup>）

| 1ヵ月のご使用量          | 現行供給約款料金 | 「消費税」の税率<br>引き上げ後 | 「地球温暖化対策<br>のための税」の<br>税率引き上げ後 |
|-------------------|----------|-------------------|--------------------------------|
| 45 m <sup>3</sup> | 6,172 円  | 6,348 円           | 6,357 円                        |

\*各地区とも、基準単位料金単価により算定しております。

3. 選択約款料金

供給約款料金と同様に、平成 26 年 4 月 1 日より「消費税」の税率を 8%とさせていただきます。また、「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げにより、平成 26 年 4 月 18 日より従量料金単価を 1 m<sup>3</sup>あたり 0.20 円（新潟地区の場合・税抜）引き上げさせていただきます。

以 上